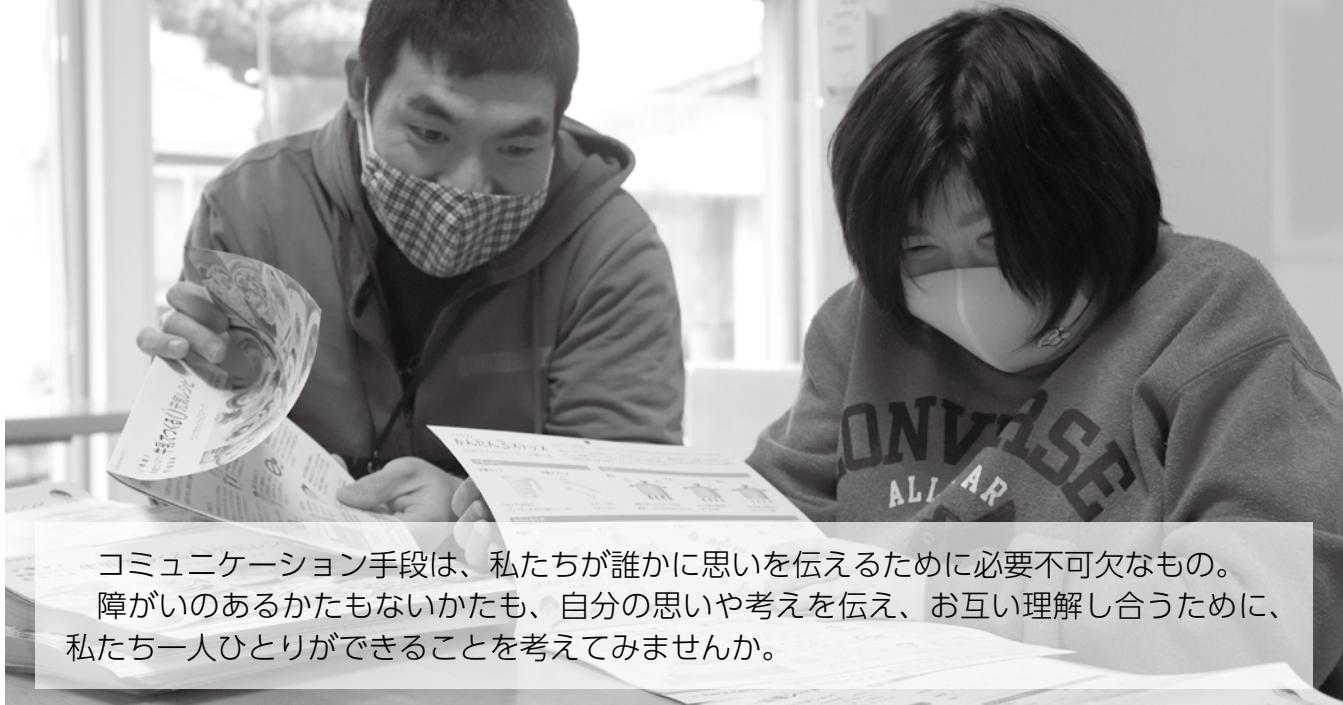


特集

思いを伝える力タチ

◆問合先 総合福祉センター社会福祉課 ☎ 79-7151



コミュニケーション手段は、私たちが誰かに思いを伝えるために必要不可欠なもの。障がいのあるかたも、自分の思いや考えを伝え、お互い理解し合うために、私たち一人ひとりができることを考えてみませんか。

思いを伝える力タチはさまざま

誰もが安心して暮らすことができるやさしいまちへ

あなたは自分の気持ちを伝えるときにどのようにして伝えていますか。まず、思い浮かぶのは、文字や音声などでのコミュニケーション手段ではないでしょうか。しかし、「音が聞こえない」「目が見えない」「身体を動かせない」といった場合にはどのように伝えますか。

本市では障がいの種類に応じて障害者手帳を交付しており、手帳を取得しているかたは、令和2年10月末時点で3,687人います。障がいには、音が聞こえない、または聞こえにくい「聴覚障がい」、目が見えない、または見えにくい「視覚障がい」、自分の身体を思うように動かせない「肢体不自由」や体の内部に障がいを持つ「内部障がい」などの「身体障がい」、知的機能に発達の遅れがある「知的障がい」、精神疾患のために日常生活や社会生活での制約がある「精神障がい」などさまざまです。

障がいのあるかたが利用するコミュニケーション手段には手話や点字、音訳、コミュニケーション支援ボードなどさまざまな方法があり、障がいの種別やその程度によって、利用するその手段が異なります。そして、こうした多様なコミュニケーション手段は意思疎通や情報を得る上で必要不可欠なものであるにもかかわらず、利用しづらいのが現状です。

本市では、令和2年4月に「香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を制定しました。この条例により、手話が言語であるという理解を促進し、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及と啓発を行うことで、誰もが安心して暮らせるやさしいまちの実現を目指します。そして、条例では市の責務、市民及び事業者の役割が次のように定められています。

○市がすること

手話言語への理解と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用に対する取組を進めます

○事業者の皆さんができること

障がいのあるかたが利用しやすいように配慮することと、働きやすい環境を整えるよう努めてください

○市民の皆さんができること

手話言語と障がいのあるかたへのコミュニケーション手段に対する理解を深め、市が行う取組にご協力ください

障がいのあるかたもいないかたも、思いや考えを伝え、理解し合うためには、障がいの特性を知り、その人にとって利用しやすい手段を選ぶことが大切です。まずは、障がいの特性とコミュニケーション手段について知ることから始めてみませんか。